火 災 共 済 事 業 規 約

大 阪 市 民 共 済 生 活 協 同 組 合

設　　定	昭和３６年　７月２５日認可
一部改正	昭和３７年　８月２８日認可
一部改正	昭和３９年　１月１４日認可
全部改正	昭和３９年　７月２８日認可
一部改正	昭和４５年　２月１０日認可
一部改正	昭和４６年　７月１４日認可
一部改正	昭和４７年１２月２０日認可
一部改正	昭和４９年１０月１９日認可
一部改正	昭和５０年１２月１８日認可
一部改正	昭和５２年　７月２２日認可
一部改正	昭和５３年　９月２５日認可
一部改正	昭和５５年　６月２１日認可
一部改正	昭和５６年　６月２４日認可
一部改正	昭和５７年１０月　４日認可
一部改正	昭和５８年　６月２４日認可
一部改正	昭和６１年　６月３０日認可
一部改正	昭和６３年１１月１５日認可
一部改正	平成　７年　８月２５日認可
一部改正	平成１０年１１月　４日認可
全部改正	平成１２年　５月１７日認可
一部改正	平成１６年１０月　１日認可
一部改正	平成１７年　８月１８日認可
一部改正	平成２０年　８月２５日認可
一部改正	平成２１年１０月　１日認可
一部改正	平成２２年　４月　１日認可
一部改正	平成２５年　７月３０日認可
一部改正	平成２６年　８月２８日認可
一部改正	平成２７年　７月２４日認可
一部改正	平成２９年　９月　１日認可
一部改正	令 和 元 年　７月２５日認可
一部改正	令 和 ２ 年　７月１５日認可
一部改正	令 和 ４ 年　８月１５日認可

目　　次

第１章　総則（第１条～第５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　共済契約

第１節　共済契約の範囲（第６条～第１４条）・・・・・・・・・・・・・・・３

第２節　共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約

の成立と効力の発生等（第１５条～第１８条）・・・・・・・・・・６

第３節　共済契約の無効、解約、解除、取消及び

消滅（第１９条～第２５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　共済金及び共済金の支払い

第１節　共済金（第２６条～第３６条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２節　共済金の支払い（第３７条～第４４条）・・・・・・・・・・・・・１５

第４章　異議の申立て（第４５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第５章　雑則（第４６条～第５２条の２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第６章　特則

第１節　共済金口座振替特則（第５３条～第５８条）・・・・・・・・・・２０

附　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第１章　総則

（通則）

第１条　大阪市民共済生活協同組合（以下「この組合」といいます。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、火災共済事業規約（以下「規約」といいます。）の定めるところにより、この組合の定款第６８条（事業の品目等）第１項第１号に掲げる事業を実施します。

（事業）

第２条　この組合の行う火災共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業とします。

（１）　火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水濡れ及び落雷（消防又は避難に必要な処分を含みます。）（以下「火災等」といいます。）による損害

（２）　前号の火災等の事故により生じた見舞金等の費用支出

（火災等による損害の定義）

第３条　前条（事業）第１項第１号の火災等による損害の定義については、次のとおりとします。

（１）　火災による損害とは、人の意図に反して若しくは放火により発生し、又は拡大し、消火の必要のある燃焼現象に伴うものであって、これを消火するために消火設備又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態による損害をいいます。

　ただし、燃焼機器及び電気機器等の過熱等により生じた当該機器のみの損害を除きます。

（２）　破裂・爆発による損害とは、気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発による損害をいいます。

（３）　航空機の墜落による損害とは、航空機の墜落及び部品等の落下物による損害をいいます。

（４）　自動車の飛び込みによる損害とは、自動車（原動機付自転車を含みます。以下同じ。）の運行中に生じた自動車又はその積載物の飛び込み又は接触による損害をいいます。

　ただし、共済契約者又は同一の世帯に属する親族（以下「共済契約関係者」といいます。）が所有若しくは運転する自動車又はその積載物によるものを除きます。

（５）　水濡れによる損害とは、自然現象にともなうものを除き、次に掲げるものをいいます。

　ただし、共済の目的である建物又は家財を収容する建物が耐火構造の場合に限ります。

ア　同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故にともなう漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

イ　給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故にともなう漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

　ただし、給排水設備に存在する欠陥又は腐蝕、さび、かび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除きます。

（６）　落雷による損害とは、落雷による衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損

害をいいます。

（重要な事項の提示）

第４条　この組合は、共済契約を締結するときは共済契約申込者に対し、この規約及び火災共済事業施行規則（以下「規則」といいます。）を契約内容とする旨のほか、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」といいます。）及び共済契約者に注意を喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。

２　前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは次に掲げるものとします。

（１）　契約概要

ア. 当該情報が「契約概要」であること。

イ. 共済商品のしくみ

ウ. 保障内容

エ. 付加できる主な特約とその概要

オ. 共済期間

カ. 引受条件（共済金額）

キ. 共済掛金に関する事項

ク. 共済掛金の払込に関する事項

ケ. 解約返戻金の有無等に関する事項

（２）　注意喚起情報

ア. 当該情報が「注意喚起情報」であること。

イ. クーリング・オフに関する事項

ウ. 告知義務等の内容

エ. 責任開始期

オ. 主な免責事由

カ. 共済掛金の支払猶予期間等

キ. 解約と解約返戻金の有無

（再共済）

第５条　この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会の再共済に付することができます。

２　前項の場合において、再共済契約の締結は、火災共済の再共済の授受に関する契約書により行います。

第２章　共済契約

第１節　共済契約の範囲

（共済契約者の範囲）
第６条　共済契約者は、この組合の組合員とします。

（被共済者の範囲）
第７条　この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り、締結します。

（共済金受取人の範囲）
第８条　共済金の受取人は共済契約者とし、共済金受取人といいます。
２　前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、共済契約者の相続人とします。
３　共済金受取人が２人以上あるときは、代表者を１人定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表します。

（共済の目的の範囲）
第９条　共済の目的となる物は、金銭に見積もることができる物で、次に掲げるものとします。
ただし、規則で定めるものを除きます。
（１）　共済契約関係者が所有し居住する建物（区分所有の場合の建物においては専有部分とします。）又は所有して居住用に貸す建物
（２）　共済契約関係者が所有する家財で、その者が居住して常時使用する建物内に収容されているもの
２　建物を共済の目的とする場合において、次の各号に掲げる物は、共済の目的に含みます。
ただし、営業目的に使用しているものは、共済の目的に含まれません。
（１）　畳、建具、その他建物の従物
（２）　電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
（３）　建物に付属する門、塀、垣その他付属工作物
（４）　建物に付属する物置、納屋その他付属建物
３　家財を共済の目的とする場合において、次の各号に掲げる物は、共済の目的に含みません。
（１）　通貨、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。）、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
（２）　貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他これらに準ずるもの
（３）　稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
（４）　家畜、家きん、農林水産物その他これらに準ずるもの
（５）　自動車

（６）　商品、半製品、原材料、営業用の機械・器具・備品、その他これらに類するもの

（共済契約の締結の単位）

第１０条　共済契約は、共済の目的である建物又は、同一の建物内に収容されている共済の目的である家財毎に締結します。

２　前項の場合において、共済契約者は１人に限ります。

３　前項の規定にかかわらず、２人以上の者が同一の世帯に属する場合において、そのうち２人以上の者が共済契約を分割して締結しようとするときは、その２人以上の者の共済金額の合計額が次条（共済金額）第２項から第５項までに規定する額を超えない範囲において、それぞれ共済契約者となることができます。

４　共済契約関係者が同一の敷地内に所有する建物が２戸以上あり、それぞれの建物が前条（共済の目的の範囲）第１項第１号に定める建物である場合の契約については、建物毎に締結します。

５　共済契約関係者が所有し居住用に貸す建物のうち１棟の建物内に複数世帯が区分使用している建物である場合の共済契約は、建物の棟毎とします。

（共済金額）

第１１条　共済契約１口についての共済金額は１０万円とします。

２　共済の目的毎の共済金額（共済契約口数）の最高限度は、それぞれ次の各号のとおりとします。

（１）　共済の目的が建物のとき。　４，０００万円（４００口）

（２）　共済の目的が家財のとき。　２，０００万円（２００口）

（３）　共済の目的が建物及び家財のとき。　６，０００万円（６００口）

３　共済金額の設定については、前項の最高限度額を上限として、この組合の定める建物の標準的な加入額及び家財の標準的な加入額（以下「標準加入額」といいます。）の範囲内で設定することとします。

４　前項の標準加入額は、それぞれ次の各号のとおりとし、共済の目的の価額（以下「共済価額」といいます。）とします。

（１）建物

建物１坪（３．３㎡）あたりの加入基準を７０万円とし、次の算式により算出した金額

建物の標準加入額＝建物の延床面積×７０万円

（２）　家財

世帯人員	標準加入額
１人	４００万円
２人	８００万円
３人	１，２００万円
４人	１，６００万円
５人以上	２，０００万円

５　第３項の規定にかかわらず、標準加入額を超え延床面積毎に次に掲げる金額まで、共済金額を設定できるものとします。

この場合の共済価額は、延床面積毎の最高限度額とします。

延床面積	最高限度					
	建物		家財		合計	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
	口	円	口	円	口	円
33㎡(10坪)未満	70	7,000,000	60	6,000,000	130	13,000,000
33㎡(10坪)以上 50㎡(15坪)未満	105	10,500,000	80	8,000,000	185	18,500,000
50㎡(15坪)以上 66㎡(20坪)未満	140	14,000,000	100	10,000,000	240	24,000,000
66㎡(20坪)以上 82㎡(25坪)未満	175	17,500,000	120	12,000,000	295	29,500,000
82㎡(25坪)以上 99㎡(30坪)未満	210	21,000,000	140	14,000,000	350	35,000,000
99㎡(30坪)以上 115㎡(35坪)未満	245	24,500,000	160	16,000,000	405	40,500,000
115㎡(35坪)以上 132㎡(40坪)未満	280	28,000,000	180	18,000,000	460	46,000,000
132㎡(40坪)以上 148㎡(45坪)未満	315	31,500,000	200	20,000,000	515	51,500,000
148㎡(45坪)以上 165㎡(50坪)未満	350	35,000,000	200	20,000,000	550	55,000,000
165㎡(50坪)以上	400	40,000,000	200	20,000,000	600	60,000,000

（共済金の種類）

第１２条　共済契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、損害共済金（以下「火災等共済金」といいます。）及び費用共済金とします。

２　前項に規定する費用共済金は、次の各号のとおりとします。

（１）　臨時費用共済金

（２）　残存物取片づけ費用共済金

（３）　失火見舞費用共済金

（４）　修理費用共済金

（５）　漏水見舞費用共済金

（共済掛金額）

第１３条　共済契約１口（年額）についての共済掛金の額は、次のとおりとし、その算定は別紙第１「共済掛金額算出方法書」に定める方法によります。

建物の構造･用途	共済掛金
耐火造専用住宅	40 円
木造専用住宅	90 円
商店併用住宅	170円
作業場併用住宅	
木造共同住宅	

（共済期間）

第１４条　共済期間は、共済契約の効力が生じた日から１年間とします。

ただし、規則の定めるところにより、共済期間が１年に満たない共済契約（以下「短期契約」といいます。）を締結することができます。

２　前項の短期契約の共済掛金額は、共済契約の効力が生ずる日の属する月から満期の日の属する月までの月数に前条（共済掛金額）に規定する共済掛金額の１２分の１を乗じた額とします。

第２節　共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約の成立と効力の発生等

（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）

第１５条　共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、次に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

（１）　共済契約者の住所、氏名、生年月日

（２）　共済の目的の所在地

（３）　共済の目的となる建物又は家財の共済金額又は契約口数

（４）　共済契約者と同居する共済契約関係者の人数

２　共済契約申込者は前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要なもののうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次の各号に掲げる危険に関する重要な事項（以下「告知事項」といいます。）について、この組合に知っている事実を告げなければなりません。

（１）　共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途

（２）　共済の目的につき、火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約又は保険契約（以下「他の共済契約等」といいます。）の有無

３　この組合は、第１項の共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。

４　この組合は、申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物について、その構造、用途及び周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができます。

５　この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、次の各号に掲げる事項を記載した共済契約証書の交付をもって承諾の通知に代えるものとします。

（１）　この組合の名称

（２）　共済掛金額及び共済金額並びに契約口数

（３）　共済期間

（４）　共済契約者の住所、氏名、電話番号（連絡先）

（５）　共済の目的の所在地

（６）　共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途

（７）　他の共済契約等の有無

（８）　共済契約証書の作成年月日

（９）　その他この組合が必要と認めた事項

（共済掛金の払込み）

第１５条の２　共済契約申込者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で、申込みをしたときから遅滞なく共済掛金を払い込まなければなりません。

２　この組合は、前条（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）第３項の規定により、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく共済掛金を共済契約申込者に払い戻します。

３　共済契約者は、共済契約が更新されるときは、更新する前の共済期間の満了日までに共済掛金を支払わなければなりません。

ただし、満了する共済契約と同一内容で更新するときは、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）の属する月の末日まで支払猶予期間を設けます。

（共済契約の成立と効力の発生）

第１６条　共済契約は、共済掛金の払込みのあった日に成立したものとみなし、その成立した日の属する月の翌月の１日から効力が生じます。

２　前項の規定にかかわらず、この組合は、共済契約の成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生したときは、共済金支払いの責に任じます。

３　第１項の規定にかかわらず、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を更新するものであるときは、更新する前の共済期間の満了日の翌日から効力が生じます。

（共済契約の更新）

第１６条の２　この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示、又は変更の申出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で更新日に更新するものとします。

ただし、更新日の属する月の末日までに共済掛金の払込みがない場合には、共済契約は更新日に遡り効力を失います。

２　前項の規定にかかわらず、共済制度の目的に照らして、この組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約を更新することが適当でないと判断される次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約の更新を行いません。

（１）　過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。

（２）　過去に共済金又は保険金の請求について詐欺行為を行ったとき。

（３）　過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。

（４）　第２１条（共済契約の解除）第２項に該当する者であるとき。

３　第１項の規定にかかわらずこの組合は、この規約又は規則の変更があった時は、更新日における変更後の規約又は規則の定めにより、共済契約が更新されるものとします。

４　共済契約者が満了日までに共済契約の変更の申出をし、この組合が承諾したときは、その内容で更新するものとします。

５　この組合は、第１項又は第４項の規定に基づき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。

（共済掛金の払込み方法）

第１７条　共済掛金の払込方法は年払いとします。

ただし、第１４条（共済期間）第１項ただし書きに規定する短期契約を締結する場合はこの限りではありません。

２　前項の共済掛金は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で払い込まなければなりません。

３　共済契約者は、共済掛金口座振替特則を附帯することにより更新する共済契約の共済掛金を、当該共済契約者の指定した金融機関を通じて、口座振替により払い込むことができます。

（共済契約者の通知義務等）

第１８条　共済契約の成立後、次の各号のいずれかに掲げる事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは、当該事実の発生を知った後、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

（１）　第１５条（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）第２項に規定する告知事項に変更が生じたこと。

（２）　共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物を改築し、増築し、若しくは、修繕すること。

ただし、改築又は、修繕が軽微であるときはこの限りではありません。

（３）　共済の目的である建物又は、共済の目的である家財を収容する建物を、引き続き３０日以上空家若しくは、無人とすること。

（４）　共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるため５日間の範囲内で移転する場合はこの限りではありません。
（５）　共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微であるとき又は、当該事実がなくなったときはこの限りではありません。
（６）　共済の目的である建物又は、共済の目的である家財を収容する建物の一部又は全部を解体すること。
（７）　第９条（共済の目的の範囲）に規定する共済の目的の範囲外になること。
２　この組合は、前項の通知を受け当該共済契約の存続を承諾したときは、その旨を共済契約者に通知します。
３　共済契約者は、この組合が第１項の事実の発生に関する調査のため行う共済の目的の検査を、正当な理由がないのに拒み又は、妨げてはなりません。

第３節　共済契約の無効、解約、解除、取消及び消滅

（共済契約の無効）
第１９条　共済契約は、次のいずれかに該当する場合には無効とします。
（１）　共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。
（２）　共済契約者が、共済契約の当時、共済の目的であるべき物につき既に火災等による損害が生じ、又は火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。
２　この組合は、前項の場合において共済契約者が善意であってかつ重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻します。

（共済契約の解約）
第２０条　共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。
　ただし、共済金請求権に質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
２　前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。
３　解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

（共済契約の解除）
第２１条　この組合は、次のいずれかに該当する場合には将来に向かって共済契約を解除することができます。
（１）　共済契約者が共済契約申込みの当時、故意又は、重大な過失により第１５条（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）第２項に規定する告知事項について事実を告げず、又は不実のことを告げたとき。
　ただし次に該当する場合はこの限りではありません。

ア　その告げなかった事実がなくなり、又は、その告げた不実のことが真実となったとき。

イ　この組合が、共済契約申込みの当時、その告げなかった事実を知り又は、過失によってその告げなかった事実を知らなかったとき。

（２）　第１８条（共済契約者の通知義務等）第１項第１号、第２号、第４号又は、第６号の事実の発生により危険増加が生じた場合で、共済契約者が故意又は重大な過失により当該各号の発生を遅滞なく通知しなかったとき。

（３）　共済契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を生じさせ又は、生じさせようとした場合

（４）　共済契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は、行おうとした場合

２　この組合は、前項各号のほか、この組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合及び共済契約者が次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

（１）　反社会的勢力に該当すると認められること。

（２）　反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を与える等の関与をしていると認められること。

（３）　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

（４）　その他反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると認められること。

３　前項各号にいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

４　この組合は、前２項の解除が共済の目的につき、火災等によって損害が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任ぜず、既に共済金を支払っていたときはその返還を請求することができます。

ただし、当該損害の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときはこの限りではありません。

５　第１項第１号の場合の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから１ヵ月間行わなかったとき、又は共済契約の成立後５年を経過したときは消滅します。

６　第１項及び第２項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

７　この組合は、第１項第４号の規定により共済契約を解除した場合には共済掛金は返還しません。

（共済契約の消滅）

第２２条　共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には共済契約は、当該事実が発生した日において消滅します。

（１）　共済の目的が火災等以外の原因によって滅失したこと。

（２）　共済の目的が第３４条（共済金を支払わない損害）第１項から第３項の事故により滅失したこと。

（３）　共済の目的が解体されたこと。
（４）　共済の目的が譲渡されたこと。（法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含む。）
（５）　共済の目的が、火災等によって損害が生じた場合において、第４４条（残存共済金額）に規定する残存共済金額が共済契約当時における共済金額の２０パーセント未満となったこと。

（共済契約の取消）
第２３条　共済契約の締結時において、共済金額が、第１１条（共済金額）第５項に規定する延床面積毎の共済価額の最高限度額を超えていたことにつき、共済契約申込者が善意であって、かつ重大な過失がない場合、共済契約者はその超えた部分（以下「超過部分」といいます。）について、共済契約を取り消すことができます。
２　この組合は、前項の規定により取り消された超過部分に相当する共済掛金を共済契約者に払い戻します。

（共済掛金の減額）
第２４条　この組合は、第１８条（共済契約者の通知義務等）第１項の事実の発生の通知があった場合で、その事実が危険の減少と認めた場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に対応する共済掛金について、この組合の定める取扱いに基づき減額します。

（共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し）
第２５条　この組合は、第２０条（共済契約の解約）第１項の規定による共済契約の解約、第２１条（共済契約の解除）第１項の規定による共済契約の解除又は、第２２条（共済契約の消滅）の規定による共済契約の消滅（第２２条（共済契約の消滅）第５号及び第３４条（共済金を支払わない損害）第１項第１号及び第２号の事故による場合を除きます。）については、別紙第３「解約返戻金算出方法書」により算出した金額をこの組合の事務所において、又は共済契約者の指定した金融機関等を通じて、当該共済契約者に払い戻します。

第３章　共済金及び共済金の支払い

第１節　共済金

（火災等共済金）
第２６条　この組合は、共済の目的につき、共済期間中に火災等によって損害が生じた場合に火災等共済金を支払います。
２　前項の規定により支払う火災等共済金の額は、当該共済契約の共済金額を限度として、次の各号に定める額とします。
（１）　共済金額が第１１条（共済金額）第４項又は第５項に規定する共済価額の７０パーセントに相当する額以上のときは、損害の額を再取得価額で評価し、火災等共済金の額としま

す。

（２）　共済金額が第１１条（共済金額）第４項又は第５項に規定する共済価額の７０パーセントに相当する額未満のときは、損害の額を再取得価額で評価し、次の算式により算出された額を火災等共済金の額とします。

$$\text{火災等共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 0.7}$$

（３）　前２号に規定する再取得価額とは、損害を被った建物及び家財と同一の規模、構造、質、用途、型及び能力のものを新たに建築若しくは購入、又は修復するために要する額をいいます。

３　共済契約者が、故意又は重大な過失によって、第３６条（損害防止の義務）の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠ったときは、損害の額からその防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第２項の損害の額とみなします。

（臨時費用共済金）

第２７条　この組合は、前条（火災等共済金）の火災等共済金が支払われる場合に火災等に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する費用として、臨時費用共済金を支払います。

２　前項の規定による臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額の１０パーセントに相当する額とします。

ただし、１共済事故あたり１００万円を限度とします。

（残存物取片づけ費用共済金）

第２８条　この組合は、第２６条（火災等共済金）の火災等共済金が支払われる場合に、損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに要する費用として、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

２　前項の規定による残存物取片づけ費用共済金の額は、火災等共済金の額の６パーセントに相当する額とします。

ただし、１共済事故につき１００万円を限度とします。

（失火見舞費用共済金）

第２９条　この組合は、共済の目的である建物又は、家財を収容する建物内から発生した火災又は、破裂・爆発により第三者の所有する建物又は、家財に損害を与え、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、失火見舞費用共済金を支払います。

２　前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、１被災世帯あたり５０万円を限度とし、かつ、１共済事故につき１５０万円又は、共済金額の２０パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（修理費用共済金）
第３０条　この組合は、共済契約者が借家、借間に居住し共済契約関係者の責に帰すべき事由の火災、破裂・爆発又は、水漏れにより建物に損害を与え、かつ、共済契約関係者が現実に自己の費用でその損害につき賃貸借契約に基づいて修復を行ったときは、修理費用共済金を支払います。
２　前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。
　ただし、１共済事故につき１５０万円又は、共済金額の２０パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（漏水見舞費用共済金）
第３１条　この組合は、共済の目的である建物又は、家財を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水、放水又は、溢水により、第三者の所有する建物又は、家財に水濡れ損害を与え、かつ、それによって見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、漏水見舞費用共済金を支払います。ただし、当該建物が耐火造住宅のものに限ります。
２　前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。
　ただし、１被災世帯あたり５０万円を限度とし、かつ、１共済事故につき１５０万円又は、共済金額の２０パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

（費用共済金の支払いの限度）
第３２条　第２７条（臨時費用共済金）から前条（漏水見舞費用共済金）に規定する費用共済金は、第２６条（火災等共済金）に規定する火災等共済金の額と合計して、共済金額を超える場合でも支払います。

（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）
第３３条　この組合は、他の共済契約等がある場合において、それぞれ他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、当該共済契約の共済金額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、次に掲げる額を火災等共済金として支払います。
（１）　他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合
　　この組合の支払責任額
（２）　他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合
　　支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額
　　ただし、この組合の支払責任額を限度とします。
２　前項の場合において、第２７条（臨時費用共済金）から第３１条（漏水見舞費用共済金）の支

払事由が生じた場合における支払額は、前項の規定を適用して算出した額とします。
３　第１項の規定にかかわらず、この組合が、火災等共済金を支払う場合において、他の共済契約等に再取得価額を基準として算出された額を支払う旨の規定がない場合には、次の算式により算出された額を火災等共済金の額とします。
　ただし、この組合の支払責任額を限度とします。

火災等共済金の額＝損害の額　―　再取得価額を基準として算出された額を支払う旨の規定がない他の共済契約等によって支払われるべき共済金及び保険金の合計額

（共済金を支払わない損害）
第３４条　この組合は、共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合であっても、その損害が次の各号のいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。
（１）　共済契約者若しくは共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた損害
　ただし、共済契約者若しくは共済金受取人が故意又は重大な過失でないことを証明した場合はこの限りではありません。
（２）　共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害
　ただし、その者が共済契約者又は共済金受取人に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者若しくは共済金受取人が証明した場合はこの限りではありません。
（３）　火災等に際し、共済の目的である物が紛失し又は盗難にかかったことによって生じた損害
２　この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
（１）　戦争その他の変乱
（２）　地震又は、噴火若しくは、これらによる津波
（３）　核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）又は、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくは、これらの特性に起因する事故
（４）　前号以外の放射線照射又は放射能汚染
３　この組合は、前項各号の事由によって、発生した火災等の事故が延焼又は、拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は、拡大して生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
４　この組合は、共済契約者が第１８条（共済契約者の通知義務等）第１項に規定する手続を怠った場合には、同条に掲げる事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは、当該事実が発生したときから、その責に帰することのできない理由によるときは、共済契約者が当該事実の発生を知った時から、この組合が同条同項に規定する通知を受理するまでの間に、共済の目的につき火災等に

よって生じた損害については、共済金を支払いません。

（共済金の支払義務を免れる場合）
第３５条　この組合は、共済契約者又は共済金受取人が、正当な理由がないのに第４０条（被害物の検査等）の規定による検査等の行為を妨害したときには、共済金を支払う義務を免れます。

（損害防止の義務）
第３６条　共済契約関係者は、共済の目的につき火災等の事故が発生したとき又は、火災等の原因が生じたときは損害の防止及び軽減に努めなければなりません。

第２節　共済金の支払い

（事故発生の通知）
第３７条　共済契約者は、共済の目的について火災等の事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく事故発生の状況をこの組合に通知しなければなりません。
２　前項の通知を正当な理由がなく怠った場合において、損害額の認定ができない場合は、この組合は共済金を支払わないことができます。

（共済金の支払請求）
第３８条　共済金受取人は、共済の目的につき火災等の事故が生じ、この組合に共済金の支払いを請求するときは、共済金支払請求書に規則に定める書類を添え、これを損害が生じたことを知った日から３０日以内にこの組合に提出しなければなりません。
２　前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは共済金支払請求書の添付書類の一部を省略することができます。
３　第８条（共済金受取人の範囲）第３項に掲げる者が、共済金の請求をしようとするときは、第１項に定める書類のほか、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書を提出しなければなりません。
４　共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の代理人がいないときは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨をこの組合に申し出て、この組合の承認を得たうえで、共済金受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として共済金を請求することができます。
（１）　共済金受取人と同居又は生計を共にする配偶者。
　　ただし法律上の配偶者に限ります。（以下同じ。）
（２）　前号に規定する者がいない場合又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、共済金受取人と同居又は生計を共にする３親等内の親族
（３）　第１号及び第２号に規定する者がいない場合又は第１号及び第２号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、第１号に規定する以外の配偶者又は第２号に規定する以

外の３親等内の親族

５　前項第２号及び第３号に規定する３親等以内の親族が２人以上あるときは、共済金受取人と最も等級が近い者が優先します。なお、その者が２人以上あるときは代表者を１人定めなければなりません。

６　第４項の規定による代理請求人からの共済金の請求に対して、この組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、この組合は、共済金を支払いません。

７　第２１条（共済契約の解除）第１項第３号及び第４号の規定については、第４項に規定する代理請求人についても準拠します。

８　第４項に規定する書類及び代理請求に必要な書類は規則で定めます。

（共済金の支払い）

第３９条　この組合は、前条（共済金の支払請求）の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後３０日以内にこの組合が共済金を支払うために必要な次に掲げる事項の確認を終え、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

（１）　共済金の支払事由に関する次に掲げる事項

ア　事故の原因

イ　事故発生の状況

ウ　損害発生の有無

（２）　共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

（３）　共済金を算出するための次に掲げる事項

ア　損害の額、事故と損害との関係及び内容

（４）　共済契約の効力に関する次に掲げる事項

ア　この共済契約において規定する解除、無効、消滅又は取消しの事由に該当する事実の有無

（５）　第１号から第４号に掲げるもののほか、この組合が支払うべき共済金を確定させるための次に掲げる事項

ア　他の共済契約等の有無及び内容

イ　損害について共済金受取人が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

２　前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する事項の確認のため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合にはこの組合は、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後、次に掲げるいずれかの日数が経過する日までに、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

なお、複数の調査が不可欠な場合にはその内の最長の日数とします。

（１）　前項第１号から第５号に規定する事項を確認する為の弁護士法その他法令に基づく照会・・・・・・１８０日
（２）　前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会・・・・・・１８０日
（３）　前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果の照会・・・・・・９０日
（４）　災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第１号から第５号に規定する事項を確認する為の調査・・・・・・６０日
３　前２項に規定する必要な事項の確認に際し、共済契約関係者が正当な理由がなくこの確認を妨げ又は、これに応じなかった場合にはこれにより確認が遅延した期間については前２項の日数に参入しません。

（被害物の検査等）
第４０条　この組合は、共済金の支払いに際し、調査のため必要がある場合には、損害を被った物を検査し、類別し又は、一時他に移転することができます。

（第三者の行為による損害）
第４１条　共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約関係者又は共済金受取人が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れます。
２　前項の場合であってこの組合が共済金を支払っていないときは、当該第三者から賠償を受けた額を支払うべき共済金から控除し、その残額を共済金受取人に支払うものとし、共済金を支払った後は、当該第三者から賠償を受けた額又は、支払った共済金の額のうちいずれか少ない額の返還を共済金受取人に対し請求することができます。

（請求権の代位）
第４２条　共済契約者又は共済金受取人が第三者の行為により、共済の目的につき損害を被った場合で、当該共済契約者又は当該共済金受取人が当該第三者に対して損害賠償請求権その他の債権（以下「債権」といいます。）を取得した場合においてこの組合が当該損害に対して火災等共済金を支払ったときは、次の各号に掲げる金額を限度に当該債権はこの組合が取得します。
（１）　この組合が損害の額の全額を火災等共済金として支払った場合
　　共済契約者又は共済金受取人が取得した債権の全額
（２）　前号以外の場合
　　共済契約者又は共済金受取人が取得した債権の額から火災等共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
２　前項第２号の場合において、共済契約者又は共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合

が取得した債権よりも優先して弁済されるものとします。
３　この組合は、第１項各号に規定する債権が借家人に対するものである場合は、その権利を行使しません。
　ただし、借家人の故意又は重大な過失により生じた損害に対し共済金受取人に火災等共済金を支払った場合はこの限りではありません。
４　共済契約者又は共済金受取人はこの組合が要求したときは、第１項の規定によりこの組合が取得した債権の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提出、その他の行為をしなければなりません。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とします。
５　第三者に対する債権の放棄又はその他の者への債権の譲渡等により、共済契約者又は共済金受取人がこの組合の権利を害した場合には、この組合は、それによってこの組合に生じた損害の賠償を共済契約者又は共済金受取人に請求することができます。

（残存物の代位）
第４３条　この組合は、火災等共済金を支払った場合であっても、その残存物について共済契約者又は共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得しません。

（残存共済金額）
第４４条　共済の目的につき火災等の事故が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、当該共済金額からその支払った額を差し引いた残額をその損害の生じた時以降の共済期間にかかる共済金額とします。

第４章　異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）
第４５条　共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。
２　前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から３０日以内に書面をもってしなければなりません。
３　第１項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から３０日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
４　審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第５章　雑則

（支払備金及び責任準備金）
第４６条　この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和２３年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第１号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てます。

２　責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金としその額は、別紙第２責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。
３　異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合又は、異常危険準備金の一部が益金に算入された場合に生じた税負担に充てる場合に取り崩すことができます。
４　第１項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合は、当該基準によらないで積立又は、取崩しを行うことができます。

（借入金）
第４７条　この組合は、共済事故が著しく発生して剰余金、諸積立金及び異常危険準備金をもってしても、なお共済責任を果たすことができないと認めたときは、あらかじめ理事会において定められた金額を限度として借入金をもってこれを果たすことができます。

（共済金の削減等）
第４８条　この組合は、前条（借入金）においても、なお共済責任を果たすことができないと認めたときは、大阪府知事の承認を得た後、総代会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰延べ又は削減をすることができます。

（消滅時効）
第４９条　この組合は、共済金受取人が支払い事由の生じた日の翌日から共済金の請求手続きを３年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
２　この組合は、共済契約者が返戻金の請求の原因となる事実の発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを３年間行わなかった場合には、返戻金を払い戻す義務を免れます。

（質入等の制限）
第５０条　共済金の支払いを請求する権利は、この組合が承認した場合を除き質入れ又は、譲渡することができません。

（共済契約による権利義務の承継）
第５１条　共済契約者は、この組合の書面による承諾を得て、共済契約関係者に限り共済契約による権利義務を承継させることができます。
　ただし、その者が承継の申出日においてこの組合の組合員であって、当該共済目的の所有者でなければなりません。
２　共済契約者が死亡した場合は、相続人がこの組合の書面による承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
　ただし、共済契約の承継人となった者は、当組合の組合員でなければなりません。
３　当該共済契約の共済期間中に共済契約者が死亡した場合において、前項に規定する承継手続き

がなされなかった場合は、当該共済契約はその共済期間満了の日において消滅します。

（規則）
第５２条　この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その施行について必要な事項は、規則で定めます。

（規約の変更）
第５２条の２　この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、この規約を変更する必要が生じた場合には、民法（明治２９年４月２７日法律第８９号）第５４８条の４（定型約款の変更）に基づき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。
　ただし、当該契約内容の変更は、「別紙第１共済掛金額算出方法書」の変更を伴わないものに限ります。
２　前項の場合には、この組合は、変更後の内容及び発効時期をこの組合のホームページに掲載する等の方法により周知します。

第６章　特則

第１節　共済掛金口座振替特則

（共済掛金口座振替特則の適用）
第５３条　共済契約の締結の際又は、共済期間中に共済契約者から第１７条（共済掛金の払込み方法）第３項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みの申し出があり、この組合がこれを承諾した場合に当該共済契約について、この特則を適用します。
２　この特則を適用する場合には、共済契約者は当該共済契約者が指定する金融機関に対して、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を依頼しなければなりません。

（共済掛金の払込み）
第５４条　共済契約者は、更新する前の共済期間の満了月に属するこの組合の定めた日（以下「振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金を、この組合の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。
　ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
２　前項の場合において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
３　共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
４　この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金の領収書の発行を省略することができます。

（口座振替不能の場合の扱い）
第５５条　振替不能の場合は、共済契約者は更新する前の共済期間の満了日までに、この組合の事務所又は、この組合の指定する金融機関等に共済掛金を払い込まなければなりません。

（指定金融機関、指定口座の変更等）
第５６条　共済契約者は、指定する金融機関及び指定口座を変更することができます。
２　共済契約者は、口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止することができます。
３　前２項の場合には、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

（共済掛金口座振替特則の消滅）
第５７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この特則は消滅します。
（１）　共済契約者が前条第１項に規定する変更に際し、その変更手続きが行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
（２）　共済契約者が前条第２項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。
（３）　共済契約者が第５８条（振替日の変更）の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

（振替日の変更）
第５８条　この組合は、この組合の収納代行会社等の事情により将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

附　則
１．　この規約は、平成２５年７月３０日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
２．　第３８条（共済金の支払請求）第４項から第８項については、平成２５年１０月１日以降の共済金の支払請求から適用します。
附　則
１．　この規約は、平成２６年８月２８日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
附　則
１．　この規約は、平成２７年７月１４日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
附　則
１．　この規約は、平成２９年９月１日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
２．　第２５条（共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し）第１項については施行日以後の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻しから適用します。
３．　第３３条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第３項については、施行日以降の共済金支払いから適用します。

附　則

この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和元年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。

附　則

この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和２年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。

附　則

この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和４年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。